

就労証明書

所沢市長宛

証明日

西暦

年

月

日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

記載者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ～ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間(固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分(うち休憩時間) 分 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間) 分 土曜 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間) 分 日祝 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間) 分
	就労時間(変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分(うち休憩時間) 分 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間) 分
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日／月 時間／月 日／月 時間／月 日／月 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間) 分
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

就労証明書(記入上の注意)

* 記入項目についての注意事項

- ・雇用契約、労働契約、就業規則、法律等に基づく内容をご記入ください。
- ・人事担当の方以外に、勤務条件を把握し証明することができる立場の方であればご記入いただけます。
- ・「6」の就労時間には、残業・通勤時間を含めない時間をご記入ください。
- ・「6」の就労時間における就労日数について、深夜0時をまたぐ8時間以上の勤務の場合は2日間として計算してください。
- ・「6」の就労時間について、一月当たりの就労日数を定めていない場合で、年当たりの就労日数が定められている場合は12(月)で除して、週当たりの就労日数が定められている場合は4(週)を乗じて、一月分を算出してください。
- ・月間の合計時間についても同様に算出してください(月当たりの時間・日数を定めている場合は計算によらずその内容でご記載ください)。
- ・割り切れない場合は、小数点以下第3位を四捨五入してください。
- 例)ひと月当たりの就労日数⇒(365日-会社で定めた年間休日)÷12か月
- ・「6」の就労時間について、一週当たりの就労日数を定めていない場合で、年当たりの就労日数が定められている場合は48(週)で除して、一月当たりの就労日数が定められている場合は4(週)で除して、一週分を算出してください。
- ・一週当たりの合計時間についても同様に算出してください(週当たりの時間・日数を定めている場合は計算によらずその内容でご記載ください)。
- ・割り切れない場合は、小数点以下第3位を四捨五入してください。
- 例)一週当たりの勤務日数⇒(365日-会社で定めた年間休日)÷48週
- ・「6 就労時間(固定就労の場合)」： 一月当たりの就労日数と一週当たりの就労日数は必ず両方ご記入ください。一方のみでは不備となります。
また、合計時間、就労時間、休憩時間の記載がない場合も不備となります。
- ・「6 就労時間(変則就労の場合)」： 合計時間、就労日数、主な就労時間帯・シフト時間帯の全てに記載が必要です。
休憩時間の記載がない場合も不備となります。
- ・「7 就労実績」は育児休業中等で就労実績がない場合、就労実績のある直近3か月の記載をお願いします。
- 例)昨年6月から現在まで産休・育休中で就労実績がない場合→昨年3・4・5月の就労実績がある期間の状況をご記入ください。
- 例)先月から就労開始したため、3か月の就労実績がない場合→3か月に満たない場合は、就労実績がある月分だけで構いません。(1か月未満の場合は空白で可)。
- ・「12 育児のための短時間勤務制度利用有無」： 保育必要量の認定に必要ですので、取得後の主な就労時間帯・シフト時間帯の記入をお願いします。(育児のための短時間勤務制度とは、育児・介護休業法第23条または24条における短時間勤務制度(所定労働時間の短縮等の措置)または地方公務員の育児休業等に関する法律第10条における育児短時間勤務のことです。)
- ・自営業、請負、委託等の雇用関係にない業務の場合、本人が本証明書を記入し、必要書類を添付してください(「自営業を営んでいる場合」を参照)。
- ・入園希望月の1日(復職する日)時点で本証明書の内容と実態が異なるときには、本証明書に基づいて行われた決定が無効となる場合があります。本人の求めがあった場合、入園希望月の1日(復職する日)の状況の記入をお願いします。
- ・本人が、育児休業からの復職を当初の予定より早め、保育園の入園を希望する場合、入園でき次第入園月の翌月1日までに復職することを了承した上で、証明をお願いします。
- ・入園申請月の就労予定の状況を確約頂ける場合、予定の内容でご証明頂くことが可能です。
- ・証明書記載の内容について、記入者様に確認させていただく場合があります。
- ・作成済の就労証明書を訂正する場合は、証明者の訂正印が必要です。
- ・就労証明書の記載要領は、所沢市ホームページに掲載しております。

* 就労形態ごとの記入方法

○ 自営業を営んでいる場合(個人事業者の場合)

【必要書類】 就労証明書 + 自営業を営んでいることがわかる書類 + 直近3か月分の勤務表(シフト表・スケジュール)

個人事業者の場合が該当し、本人が記入します(業務委託、フリーランスの請負、農業を営んでいる場合等も含む)。

給与と所得者(出来高払の給与を含む)は個人事業者にあたらないため、給与支払元から証明を受けてください。(法人の代表の場合、商業登記簿謄本(登記簿事項証明書)の写しも添付していただく必要があります。)

自営業を営んでいることがわかる書類とは、「確定申告書(第一表+収支内訳書又は決算書)」「委託契約書」「営業許可書」「開業届(税務署へ提出したもの)」のいずれかです(コピー可)。

「勤務表(シフト表・スケジュール)」とは、月あたりの就労日数、1日あたりの就労時間・休憩時間のわかる書類(3か月分)のことです。様式は問いません。

○ ダブルワークの場合

【必要書類】 勤務先ごとの就労証明書 + 勤務先ごとの直近3か月分の勤務表(シフト表・スケジュール)

副業をしている場合に必要となります。

「勤務表(シフト表・スケジュール)」とは、月あたりの就労日数、1日あたりの就労時間・休憩時間のわかる書類(3か月分)のことです。様式は問いません。

勤務先が所沢市内にあることを要件として申請する場合、所沢市内での労働時間が1日4時間・月16日・月64時間以上あることが必要です。

○ 派遣先での勤務の場合

【必要書類】 就労証明書

派遣登録し、派遣先に勤務する場合が該当します。派遣元が勤務条件を把握している場合は派遣元が、不明な場合は派遣先の責任者の方が記入してください。

○ 変則就労の場合

【必要書類】 就労証明書

前述の注意事項で算出できる場合を除く、パートのシフト制勤務等が該当します。

残業を除いた就労時間を「6 就労時間(変則就労の場合)」に記入をお願いします。

合計時間及び就労日数を週間で記載いただいた場合、当該時間に4(週)を乗じた時間数及び日数を月の就労時間とみなします。

主な就労時間帯・シフト時間帯については、最も可能性の高い(勤務回数が多い)時間帯を記載してください。

* 保護者の方へ

本証明書は3か月以内(入園申請に使用する場合は受付開始日以降)に発行されたものが有効です。

保育の必要な事由の認定を受ける場合、ひと月あたりの実働時間が64時間(かつ1日あたり4時間)以上、月16日以上であることが必要です。

実働時間が4時間に満たない日がある時、その日及びその時間はひと月あたりの実働時間に含めることができません。

ひと月あたりの実働時間が120時間以上(100時間以上であれば休憩・通勤時間を加味します)で標準時間認定、未満で短時間認定となります。

利用調整指数は本証明書「6 就労時間」に記載されている時間及び日数で算出します。記載の内容に辻褄が合わない場合や、

算出した際に複数の計算結果が出る場合は、低い方の計算結果を採用します。記載内容はあらかじめご確認ください。

本証明書の写しを、放課後児童クラブ入所申込にもご利用いただけます。手続きについては放課後児童クラブの入所のしおりをご確認ください。

所沢市役所こども未来部保育幼稚園課 〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 TEL:04-2998-9126
